

費用支払に関する覚書 (案)

大阪公立大学医学部附属病院（以下「甲」という。）、□□研究支援依頼施設□□□□（以下「乙」という。）及び□□□業務受託機関□□□□（以下「丙」という。）とは、甲乙間にて○
○年○月○日付で締結した「研究支援契約書」（以下「原契約」という。）に基づく研究
支援業務（以下「本研究支援」という。）の実施に関して、次のとおり覚書（以下「本覚書」
という。）を締結する。

第1条（委託・受託）

乙は、本研究支援に係わる経費（以下「支援経費」という。）の支払業務の一部（以下「本
業務」という。）を丙に委託し、丙はこれを受託する。また、甲は、本覚書に基づき乙が丙
に対して本業務を委託することを承認する。

- 2 乙丙間の本業務の委受託に関しては、本覚書に定めるもののほか、乙丙間にて別途締結した
委受託契約等（以下「原委託契約」という。）による。

第2条（本業務の内容）

本業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 丙は、原契約に定める支援経費を、甲の発行する請求書により当該請求書に定める支
払期限までに、甲の指定する銀行口座に振込みにより支払いを実施する。
 - (2) 丙の甲に対する支援経費の支払いは、精算の簡便化のために甲丙間で直接行うもので
あり、その具体的方法、費用等の詳細については、本覚書のほか原契約並びに原委託
契約に定めるものとする。
- 2 前項に基づき、丙が支援経費を甲に支払うことにより、原契約における乙より甲への支援経
費の支払い義務が履行されたものとする。

第3条（責任の所在）

原契約上の乙が遵守すべき事項に関する規定は、丙にも適用される。また、乙は、丙が受
託する本業務の履行について、甲に対し責任を負うものとする。

第4条（覚書の効力）

本覚書は、本覚書締結日から発効し、原契約の有効期間中有効に存続する。

第5条（再委託及び権利義務譲渡の禁止）

丙は、甲及び乙の書面による事前の承諾なく、本業務の全部又は一部を第三者に再委託して
はならず、また、本覚書から生じる一切の権利、義務を第三者に預託又は譲渡してはなら
ない。

第6条（協議事項）

本覚書に定めのない事項又は本覚書の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議の
うえ解決する。

コメントの追加 [r1]: 水色マーカ部分は、お申込み施設でご記入頂きたい内容になります。

以外の部分は、雛形の通りの記載で締結させて頂きたいと思います。とはいえ、もし文言について変更のご希望などありましたら、その旨仰って下さい。調整致します。

コメントの追加 [r2]: 正式名称をご記入下さい。

例) 一般社団法人○○○学会

また、通常、請求書は研究支援依頼施設（乙）に発行いたしますが、研究支援施設（乙）のお申し出により、宛名を業務受託機関（丙欄代表者）に請求書を発行することも可能です。

本覚書締結の証しとして、本書を3通作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ各通を保有する。

年 月 日

甲 大阪市阿倍野区旭町1丁目2-7-601
公立大学法人大阪
大阪公立大学医学部附属病院
病院長 中村 博亮 印

乙 《所在地》
《名 称》
《代表者》 印

丙 《所在地》
《名 称》
《代表者》 印

コメントの追加 [r3]: 記名・捺印者は、施設長（または理事長など）あるいは施設長から権限を委譲された方としていただくのがよろしいかと思ます。